

取組 1 4	多自然川づくりの検討
--------	-------------------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
-----------	---------	---------	-------	-------

対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑
----------	---------	------------	----------

河川の自然は、河川の内側だけでなく周辺の緑と一体となって、流水・水際・河岸・背後地を含めた環境遷移帯（エコトーン）や、上流域から下流域へと続く水と緑の回廊（コリドー）を形成し、生物の連続的な生息生育空間や移動経路などになっています。

本県では、治水事業や河川管理において、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を実施しています。

緑の基本計画では、地元住民からの要望等を踏まえながら、治水対策に十分配慮するとともに河川管理者と十分調整し、河川を活用した緑のネットワークの形成について検討する必要があります。

緑の基本計画事例

西尾市緑の基本計画（平成 26 年 3 月）

第 5 章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-3 緑をつくる 2) 水と緑のネットワークづくり

(2) 多自然川づくりによる河川生態系ネットワークの創出

①材木や石積みによる流速の変化と生物の生息空間の創出

生物多様性の保全・創出には、生物の生息空間となる水と緑の生態系ネットワークが必要です。河川の整備にあたっては、材木や石積みによる流速の変化を創出するなど防災機能との調整を図りながら多自然川づくりを推進します。

西尾市緑の基本計画：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,31996,26,333,html>

多自然川づくりの工法例

柳枝工（りゅうしこう）

- ・洪水の時に河岸が削られたりしないように、石によって守るとともに、柳などの樹木を植え、その石が流されないようにする工法です。柳は水に浸かっても枯れたりせず、また水流にあたるとしなやかに倒れるため、洪水の流れをそれほど障害しません。アシやマコモなどの水際の草や柳による緑によって、昆虫や魚などの棲みよい環境が保たれます。



鞍流瀬川（大府市）工事完了直後



工事後 3 年

湿生植物の再生

- 川の工事をする時、洪水が流れる部分を大きくするために川底を掘ってしまうので、湿生植物が減ってしまいます。このため、水の流れの緩いところをつくったり、水際に土がつきやすいように工夫をしたりして、湿生植物の再生に努めています。湿生植物が再生すれば、トンボなどの昆虫も戻ってきます。



新郷瀬川（犬山市）再生工事前



再生工事後

変化に富んだ水際線

- 水辺の生き物が生活するには、水の流れのいろいろな変化とともに、水際線のいろいろな変化（多様性）も必要です。これからの川の工事では、単調化をできるだけ避け、多様な環境が生まれるような工事をしていきます。



朝倉川（豊橋市）工事完了直後



工事後2年

水辺の緑の回廊整備

- 河川の自然は、周辺の緑と連携することにより、流水・水際・河岸・背後地を含めた環境遷移帯（エコトーン）や、上流域から下流域へと続く水と緑の回廊（コリドー）を形成し、生き物の連続的な生息空間や移動経路など生態的な環境要素を構成します。河畔林はその軸となるものであり、河畔林を含む川の風景は、地域固有の景観を形作る重要な要素ともなります。治水上支障のない河川区域に、当地の環境に最も相応しい樹種を植樹し、河畔林の形成に努めています。また、植樹は地域の方々の参加によって行い、地域の方々と協働でよりよい川づくりに取り組んでいます。



逢妻女川（豊田市）植樹作業



植樹後半年

愛知県建設部河川課：

http://www.pref.aichi.jp/kasen/kasen/kasen_seibi/tashizen/tashizen.html

多自然川づくりガイドブック：

http://www.pref.aichi.jp/kasen/kasen/kasen_seibi/tashizen/090708_advicebook/advicebook.html

(5) 民有地を含めた緑化・保全について

取組 15 民有地緑化の推進				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高め、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしています。

これまで、国、県、市町村は、公園緑地の整備や緑地保全・都市緑化の推進を図ってきましたが、市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少しており、ヒートアイランドの緩和や生物多様性の確保などの観点からも、民有地の緑化を推進する必要があります。

本県では、現在、都市の緑の保全と創出を一層推進することとし、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」により市町村等が行う取組を支援しています。

質の高い民有地の緑化の推進にあたっては、緑の基本計画において、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の積極的な活用について記載することが考えられます。

また、民有地の緑化の推進には、住民一人一人が緑の恩恵を理解し、主体的な取組を広げていくことが重要であるため、普及啓発など人づくりの視点も必要です。

<p style="text-align: center;">身近な緑づくり事業</p> <p>市街地の既存樹林を市町村が買い取り、保全することや、市街地において新たな緑地の創出を支援する事業です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p style="text-align: center;">美しい並木道再生事業</p> <p>都市の顔となる地区の道路において、美しい並木道を再生する事業です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p style="text-align: center;">緑の街並み推進事業</p> <p>市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する事業です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p style="text-align: center;">県民参加緑づくり事業</p> <p>公有地で行われる県民参加による緑づくり活動を推進する事業です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成 29 年現在</p>  </div> <div style="text-align: center;">   </div> </div>

図66 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業のイメージ

資料: あいち森と緑づくり事業評価報告書

緑の基本計画事例

岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版（平成 28 年 3 月）

基本目標 3 身近に緑や花があふれるまちづくり

基本方針③ 民有地の緑化を促進する仕組みを整えます

○民有地の緑化を促進する法制度などを活用した緑化の地区を検討します。

緑化地域、地区計画等緑化率条例、緑地協定などの民有地の緑化を促進する法令などの規制誘導策を検討します。



住宅の緑化

○民有地の緑化助成制度の活用を促進します。

民有地の緑化を促進するため、市街地緑化補助金交付制度の周知に努めるとともに、より利用しやすい制度を目指した検討を行います。

「あいち森と緑づくり事業」を活用した都市緑化推進事業費補助制度の周知を図り、一層の活用を進めます。



商業施設の緑化

岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版 : <http://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1326/p005409.html>

取組 16	緑の環境学習の推進
--------------	------------------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
-----------	---------	---------	-------	-------

対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑
----------	---------	------------	----------

都市の緑化や緑の保全を推進するためには、住民一人一人が緑の恩恵を理解し、主体的な取組へとつなげていくことが重要であるため、間接的な施策として、普及啓発や人材育成等の取組を位置づけていく必要があります。

本県では、社会の低炭素化や自然との共生、資源循環といった取組が進み、県民が将来にわたり安全・安心して暮らせる、環境・経済・社会が調和した持続可能な地域を目指しています。持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身に付け、自らの価値観により意思を決定し、行動していくことができる人材」が求められており、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を目的として、「愛知県環境学習等行動計画 2030」を平成 30 年 3 月に策定し、環境学習等を推進しています。

■環境学習等の推進（市町村に期待される取組み）

地域の特性を活かした環境学習等を実施できる環境づくり

市町村は、地域の実情にあった環境学習等の取組の方向性を定め、そのために必要な計画の策定や指導者の育成・活用といった仕組み等を整えていくことで、地域コミュニティや地元の学校、事業者、NPO等が、地域の特性を活かした環境学習等に取組みやすい環境をつくることができます。

～よりよい学びとするために～

- ・地域の各主体とビジョンや課題認識を共有する
- ・身近にある場や機会を活かして環境学習等を促進する

事業体としての環境負荷低減に向けた、職員への環境学習等の実施

市町村自体も事業体であることから、事務や事業に伴う環境負荷の軽減を図るための取組（環境マネジメントシステムの導入など）や、職員への環境面での持続可能な社会づくりを目指した環境学習等を充実させることが必要です。

環境学習等を行う各主体への支援

各主体等が行う環境学習等を発展的・継続的に促進するためには、行政による様々な支援が重要です。単独の市町村だけでは難しい取組も、各主体との連携・協働により実施することで容易となり、住民の多様なニーズに合わせたきめ細かい行政サービスを提供できます。

～よりよい学びとするために～

- ・教材やプログラムなどの提供・貸与など、側面からサポートする
- ・環境学習等の機会についての情報を分かりやすく提供する
- ・環境学習等に取り組む各主体をつなぐ
- ・優れた取組を発掘・発信する
- ・行政情報を環境学習等に活かす

資料：愛知県環境学習等行動計画 2030（平成 30 年 3 月）

緑の基本計画事例

西尾市緑の基本計画（平成26年3月）

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-5 緑を知る 1) 環境学習活動の推進

(1) 自然環境の保全に繋がる環境学習活動の周知と推進

① 環境学習活動のPRや学校での環境学習プログラムの推進

環境学習の拠点である「西尾市いきものふれあいの里」では、里山散策、米づくり、水辺観察、きのご観察、親子観察会、竹林整備などが行われています。

また、干潟・浅場や藻場を守ることへの理解を深めてもらうため、漁業者が地元の小学生などを招いて環境学習を兼ねた保全活動体験を行っています。

その他、アイシン精機（株）が小学生を対象に、市内の工場と排水処理施設の見学会を実施して隣接する朝鮮川の水生生物調査を行っており、このような官民学が連携した環境学習活動を推進します。



小学生を招き漁業者が環境学習会



中学生の茶摘み体験総合学習

西尾市緑の基本計画：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,31996,26,333,html>

豊田市緑の基本計画（平成30年3月）

4 そだてる

施策方針（1）緑を守り育む意識づくり

○緑を守り、育てていくためには、それを支える人づくりが重要です。緑に関する担い手の育成や緑に関わる人を増やすため、学習・体験機会の充実など、多様なプログラムの提供を行っていきます。

施策① 緑に関する学習・体験機会の充実

緑に関する市民意識の向上を図るため、豊田市自然観察の森での自然観察会や自然に関する各種講座の開催、西山公園での各種園芸講座の開催、矢作川学校による小中学校への出前講座及び森林学校における講座など、緑に関する学習・体験機会を充実させていきます。



豊田市自然観察の森での講座

豊田市緑の基本計画：<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/toshiseibi/1007512.html>

取組 17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進

都市緑地法との対応 都市公園の整備 都市公園の管理 緑地の保全 緑化の推進

対応する基本方針 いのちを守る緑 暮らしの質を高める緑 交流を生み出す緑

緑が有する多様な機能または効果を、現在だけでなく将来の住民も享受できる都市を形成するためには、行政や住民、民間事業者、NPO等の各主体が協働して、その保全と創出に取り組むことが重要です。

都市の緑化をまち全体で推進していくためには、多様な主体の協力体制が必要です。このため、緑の基本計画に、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）や公園愛護会等の都市緑化関係団体の育成・活用を図るための方策や、住民、民間企業等が参加する緑化活動とこれを支援する方策について記載することが有効です。また、各市町村の特性や住民等の緑化活動等の状況を踏まえた、様々な普及啓発活動の方策等について記載することが必要です。

施策例：多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進

鶴見「みどりのルート1」をつくる会（神奈川県横浜市）

～第38回緑の都市賞 内閣総理大臣賞受賞～

- ・横浜みどりアップ計画に基づいて、横浜みどり税を活用した市の支援を受けながら実施している地域緑のまちづくり事業の取組です。（協定期間は終了）
- ・鶴見「みどりのルート1」をつくる会は、北寺尾地区の国道1号沿線を対象に、会員相互に協力し、地域緑のまちづくりの主体として創意工夫し、みどり豊かで快適な魅力ある「鶴見みどりのルート1」づくりの推進を目的とした会です。
- ・国道1号沿いの住民や地元の商業系や教育機関の事業者だけでなく、チェーン展開している企業の店舗といった異なる立場の個人や組織が、沿道緑化からまちづくりをするという志を共有して取り組んでいるところが大きな特徴です。

横浜市環境創造局：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/jigyo/midori/chiikimidori2/kitaterao.html>
 鶴見「みどりのルート1」をつくる会：<http://tsurumimidori-r1.jp/>



地域の方々との交流



近隣の清掃活動



他の地域への緑化推進に向けた企業緑化講習会の開催

関連計画事例

横浜みどりアップ計画[計画期間：平成26年～30年度]（平成25年12月）

取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

施策 2 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で進めます。

横浜みどりアップ計画：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/>

取組 18 緑化重点地区の指定				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

緑化重点地区は、各市町村の都市における緑地の状況等を勘案し、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であり、必要に応じて緑の基本計画に定めるものです。

具体的には、例えば、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、地形、地物、宇界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、当該地区において講じる緑化施策について定めることが考えられます。

都市緑地法運用指針では、「緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。」とされており、この考えに基づく検討が必要です。

緑の基本計画事例

豊田市緑の基本計画（平成 30 年 3 月）

2 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～ 緑の環境都市軸

特に緑の環境都市軸上の都心周辺（約 500ha）においては、緑化の推進を重点的に図る「緑化重点地区」に設定し、緑の拠点となる都市公園の整備、道路や河川及び庁舎等の緑化を推進し、都心の水と緑のネットワークを形成します。さらに、都心（約 196ha）においては、緑化地域制度等に基づき緑化の促進を図ります。

都心の水と緑のネットワーク

豊田市緑の基本計画 : <http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/toshiseibi/1007512.html>

東海市緑の基本計画（平成 29 年 3 月）

3. 太田川駅周辺の整備〔緑化重点地区〕

名鉄太田川駅周辺の中心市街地を本市のシンボルとしてふさわしい地区とするため、緑化重点地区に位置付けて「緑あふれる美しい空間づくり」を進めてきました。土地区画整理事業によって駅前広場や歩行者専用道路、公園、都市計画道路など、緑あふれる高質な駅前空間が一体的に整備され、市民の憩いやにぎわいの場となっています。

また、駅の東西約 1km におよぶ緑の軸が創出されています。



【大田公園】
多くの木々が季節を彩り、芝生が敷き詰められた美しい公園です。



【太田川駅西歩道（15m歩道）】
駅から大田公園へつながる歩道です。



【駅前広場（太田川駅東）】
交通結節点としての機能が優れ、緑あふれる美しい駅前広場です。



【大屋根広場（30m歩道）】
歩道上部には大屋根を設置し、雨天時にもイベント等が行えるようになっています。



【どんでん広場（50m歩道）】
どんでん広場では様々なイベントが開催され、市民の憩いの場となっています。

東海市緑の基本計画： <http://www.city.tokai.aichi.jp/4358.htm>

※東海市緑の基本計画を一部加筆・修正

取組 19 緑化地域の指定による緑化推進

都市緑地法との対応 都市公園の整備 都市公園の管理 緑地の保全 緑化の推進

対応する基本方針 **いのちを守る緑** **暮らしの質を高める緑** **交流を生み出す緑**

緑化地域制度は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。本県では、名古屋市と豊田市が指定しています。

緑の基本計画では、都市緑地法運用指針において、必要に応じて、緑化地域の指定について定めることが望ましく、各市町村の都市における緑地の状況等を勘案し、緑化の義務づけに関する事項のほか、地域全体の緑化を効果的・総合的に推進するために講じる施策等についても定めるべきであるとされています。

緑化地域の指定例

豊田市緑化地域制度

都心中心部は緑が少ない状況となっています。今後、更なる宅地化の進展により、今ある緑は一層減少することが予想されます。また、都心中心部においては、熱帯夜が年々増加するなどヒートアイランド現象が顕在化しており、人々が快適な生活を送るためにも身近な緑の存在は欠かせません。

緑化地域の指定により、環境モデル都市にふさわしい、賑わいと潤いが共存した緑あふれる都心を形成し、居住する市民や来街者が将来にわたり永続的に体感できる緑を創出していきます。

建ぺい率	緑化率等	内	訳
60%の地域	20%	15%	5%
80%の地域	10%	5%	5%

〔注意事項〕角地種和など建築基準法による建ぺい率の緩和を受けている建築行為の際には、別途ご相談ください

都市計画法 条例

豊田市緑化地域制度 : <http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1005270.html>

出典:豊田市ホームページ

取組 20 保全配慮地区等を活用した緑の継承				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

本県は、歴史公園の数が都道府県別では第3位であるほか、宗教法人、団体の数が都道府県別で第1位であるなど、歴史文化に関わる地域資源が多いことが特徴の一つとして挙げられます。このため、各市町村の緑の基本計画において、保全配慮地区を定めるなど、これらの資源や空間を地域の魅力づくりに繋げられるような位置づけや具体的な施策を検討することが望まれます。

■保全配慮地区について

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、必要に応じて緑の基本計画において定めるものです。

保全配慮地区は、市町村における緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市町村が市民緑地や条例による保全措置、市民緑地契約の締結等により緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定めることが望まれます。

また、例えば、市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望まれます。